検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官640人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。 ［２～５　略］	（統括検務官） **第18条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括検務官636人を置く。ただし、別表第１に掲げる地方検察庁においては総務部に、同表に掲げる区検察庁においては総務部及び道路交通部に、それぞれ置く。 ［２～５　同左］
（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官684人を置く。 ［２～４　略］	（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官692人を置く。 ［２～４　同左］
別表第10（第21条関係）	**別表第10**（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
甲府地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
奈良地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
和歌山地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
福井地方検察庁	1
金沢地方検察庁	1
富山地方検察庁	1

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
甲府地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
奈良地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
和歌山地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
金沢地方検察庁	1
富山地方検察庁	1